

議案第3号

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

非常勤特別職の職員として、図書館協議会委員を設置するため、条例の一部を改正するものである。

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年
富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

青少年問題協議会委員	日額	6,800
------------	----	-------

」を

「

青少年問題協議会委員	日額	6,800
図書館協議会委員	日額	6,800

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。